

海外添加物規制対応セミナー（国際標準化対応に向けて）

海外添加物規制「早見表」開発の背景、 操作法の紹介

2022.6.28

一般財団法人食品産業センター

はじめに 一般財団法人食品産業センターの紹介

食品産業界唯一の中核的・横断的団体として、1970年(昭和45年)に設立。
食品産業界の意見を集約・調整して行政や関係団体に要請・提言を行うとともに、
食品産業界の共通の課題解決に向けて取り組んでいる。

食品産業関連115団体、食品企業等125社、地方食品産業協議会等が会員。

主な取組

- (1) **食品の品質・衛生管理に関する調査・指導**
- (2) **食品産業の海外事業展開・食品の輸出促進に関する情報の収集・提供**
- (3) 食品の表示の適正化・情報の提供に関する調査・指導
- (4) 食品産業の試験研究・技術開発に関する交流・提言
- (5) 食品産業の環境対策に関する調査・指導
- (6) 地域の食品産業の振興 など

* HP <https://www.shokusan.or.jp/>

今回、食品産業センターでは、
令和3年度補正予算 農林水産省「食品産業の国際競争力強化緊急対策事業のうち、
加工食品の国際標準化事業」の補助金交付を受け、

加工食品事業者の輸出促進の支援を行うことになりました。

加工食品の国際標準化事業の概要

- 2030年農林水産物・食品の輸出目標5兆円のうち、加工食品の目標は2兆円。加工食品の輸出促進のためには、事業者共通の課題の解決、環境整備の支援が必要
- 輸出に対して意欲があるが経験が少ない加工食品事業者に共通する悩みごと
輸出先国ごとに異なる様々な品質規制について
 - 1) 調査の仕方がわからない。調査に時間と労力、コストがかかり面倒。
 - 2) 規制への対応方法がわからない。規制に適応した事例が共有されていない。

「加工食品の国際標準化事業」では以下の取組を実施します

1.輸出先国における規制の食品産業への影響の調査等

- ①輸出先国における「食品添加物」の規制の調査と整理
容易に検索できる検索システムを構築
令和4年度は、「着色料」、主要11ヶ国を対象とします。
- ②輸出の障壁となる輸出先国の規制の調査と情報提供
食品添加物、容器・包材、衛生管理、
食品中の有害物質、知的財産等
- ③輸出ができなかったトラブル事例の収集・情報提供
- ④研修会の開催
加工食品の輸出に取り組む事業者向けの
輸出先国の品質規制に関する研修会を開催。

2.食品添加物・包材等の開発費用の支援

国内仕様では輸出が困難、賞味期限延長が必要など、海外規制に対応した商品の開発費等の支援を行います。

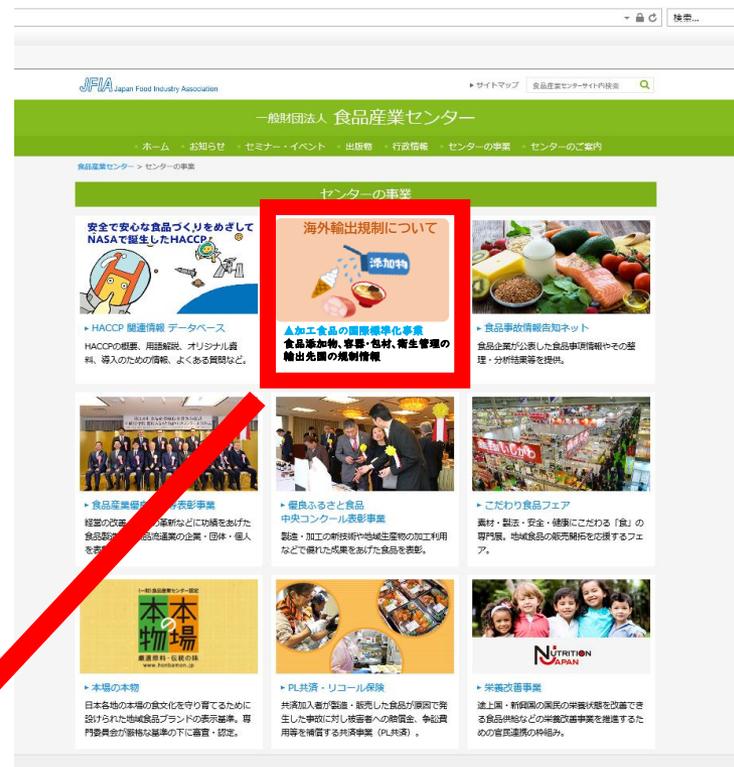
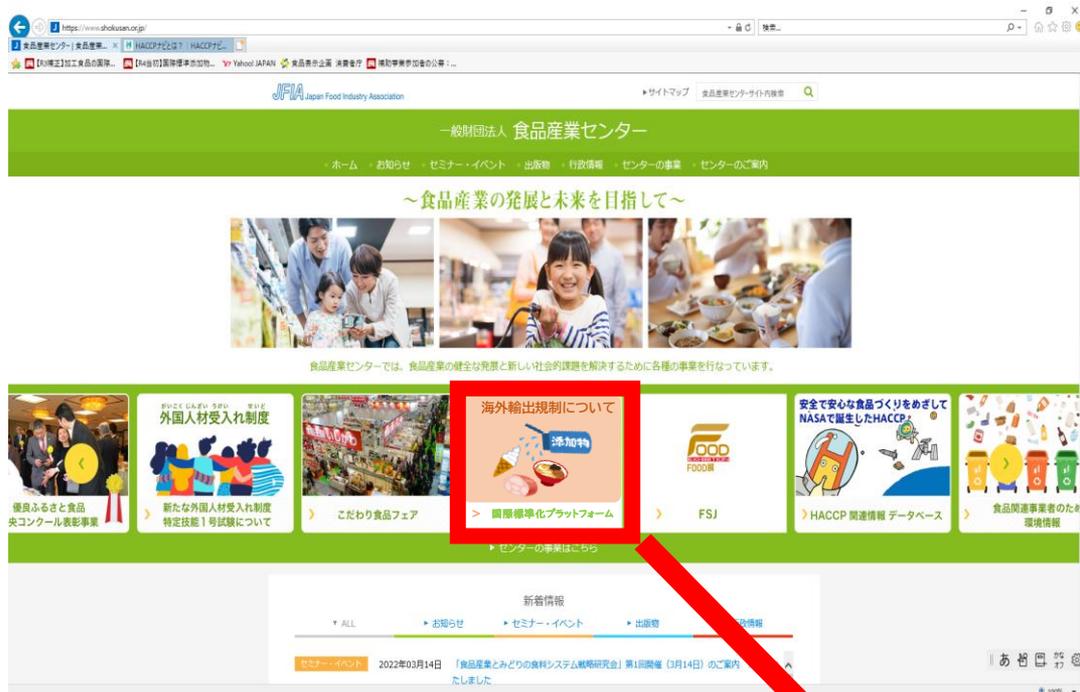
(対象項目)

- ① 輸出先国で認められている食品添加物、包材・容器の開発費
- ② 代替添加物・包材を使用した新商品の開発費
- ③ 賞味期限延長のための開発費
- ④ 代替添加物・包材の開発・評価をするための分析機器等導入費

※現在、公募中です。

<https://www.shokusan.or.jp/news/5197/>

国際標準化事業 海外規制プラットフォーム(仮)の画面イメージ案



国際標準化事業プラットフォーム(仮) 加工食品海外輸出規制

新着情報	添加物検索	資料集
<ul style="list-style-type: none"> ・スケジュール ・輸出事業者向け情報 	<ul style="list-style-type: none"> ・添加物検索DB 	<ul style="list-style-type: none"> ・トラブル事例集 ・研修会資料 ・有識者文献 (リンク/ファイル添付)



食品添加物「早見表」について

食品添加物「早見表」の対象

日本と輸出先国の規制の違い

- 日本の食品添加物の数は、指定添加物472品目、既存添加物357品目の合計829品目。
(香料を含む。令和3年1月15日現在)
- 食品添加物の国際的な基準等は、FAO/WHOのコーデックス委員会食品添加物部会(CCFA)で検討されています。392品目(香料除く)の食品添加物が指定されています。
- 日本の食品添加物は、国際的な規格や基準にできるだけ沿うように定めていますが、日本と諸外国ではこれまでの長い食生活や制度の違いなどにより、添加物の定義、対象食品の範囲、使用可能な量などが異なっていることもあります。

輸出に向けたハードルとなっている食品添加物の規制

- 加工食品事業者に対するアンケート調査の結果
輸出拡大の障壁となっていると感じる輸出先国の食品添加物の規制(用途別)
1位 着色料、2位 甘味料、4位 調味料、5位 乳化剤

令和4年度の計画

- 添加物の種類(用途別)
着色料 指定添加物22品目、既存添加物46品目
- 対象国・地域 加工食品の輸出の多い11地域
日、米、欧州、中国、タイ、香港、豪州、台湾、韓国、シンガポール、ベトナム

海外規制プラットフォーム

海外規制を効果的に学習するために必要な情報がここに

食品添加物早見表

食品添加物早見表：シート1

和名	英名	色	日本	アメリカ	EU (英国含む)	中国	韓国	台湾
アナトー色素	Annatto Extract	赤	既存	21CFR§73.30	E160(i) E160(ii)	CNS08.144	Q	Q
ウコン色素	Turmeric Oleo-resinCurcumin	黄	既存	21CFR§73.600 §73.615	E100	CNS08.132CNS08 .102	Q	Q
カラメルI	Plain Caramel	茶	既存	21CFR§73.85	E150a	CNS08.108	Q	9039
カラメルII	Sulfite Caramel	茶	既存	21CFR§73.85	E150b	CNS08.151	Q	9039
カラメルIII	Ammonia Caramel	茶	既存	21CFR§73.85	E150.c	CNS08.110	Q	9039
カラメルIV	Sulfite Ammonia Caramel	茶	既存	21CFR§73.85	E150.d	CNS08.109	Q	9039
クチナシ青色素	Gardenia Blue	青	既存	x	x	CNS08.123	Q	Q
クチナシ赤色素	Gardenia Red	赤	既存	x	x	x	Q	x

縦軸に添加物、横軸に国名で交差するセルに使用可能な場合、その国の添加物番号もしくは○が表示されています。

日添協から色素の色の情報提供があったので、色情報を追加しています。

使用可否判断の色識別は、判断し難いので不採用としました。

